

多重債務無料相談会

返しきれない借金の支払いに困っている、利息を払い過ぎていくかもしれないという方はご相談ください。

■日時 8月18日(土)午後1時～4時

■場所 県民生活相談センター(ふれあい福寿会館1棟5階)

■相談方法 ①面接相談(要予約・前日受付締め切り) ②電話相談(右記の日に電話)

■申込・照会先 県民生活相談センター
 (☎058-277-1003)



都市計画の用途地域変更 素案の縦覧、 説明会および公聴会

【縦覧】

■対象地区 笠屋土地区画整理事業地の一部および小瀬字大洞山地区の一部

■縦覧期間 8月1日(水)～15日(水)

※土・日曜日を除く

■縦覧時間 午前9時～午後5時

■縦覧場所 都市計画課

【説明会・公聴会】

■日時

▽変更素案の説明会 8月9日(木)

午後7時～

▽変更素案の公聴会 8月23日(木)

午後7時～

■公述申出期間 8月1日(水)～15日(水)

日(水)

■場所 市役所1階・市民ホール

■照会先 都市計画課(☎23-7699
 FAX23-7746)

児童扶養手当など 現況届は忘れずに

ひとり親家庭や、障がい児を扶養している方で児童扶養手当、特別児童扶養手当の受給資格のある方は、受給資格継続のために、必ず手続きをしてください。

■受付期間 ▽児童扶養手当 8月1日(水)～31日(金) ▽特別児童扶養手当 8月13日(月)～9月10日(月)

※夜間・休日臨時窓口(本庁のみ)

▽8月24日(金) 午後9時まで

▽8月25日(土) 午前9時～午後3時

■受付場所 子ども家庭課または各地域事務所

■提出時に必要なもの

▽児童扶養手当 現況届、印鑑、養育費に関する申告書、証書(全額支給停止の方は不要) など

※父または母が障がいの場合 年金証書の写し

※遺棄の場合 申立書(民生・児童委員、福祉事務所長の証明が必要)

※別居監護している場合 申立書(民生・児童委員の証明が必要) と児童を含む世帯全員の住民票

※養育者が児童を養育している場合 申立書(民生・児童委員の証明が必要)

▽特別児童扶養手当 所得状況届、印鑑、証書など

※別居監護している場合 申立書(民生・児童委員の証明が必要) と児童を含む世帯全員の住民票

■照会先 子ども家庭課(☎23-7733
 FAX23-7748)

■建物を取り壊したら届出を

建物の固定資産税は、毎年基準日(1月1日)現在で建っている建物に課税されます。しかし、既に取り壊された建物であっても、取り壊しが確認できない場合には、翌年度以降も課税されることとなります。

この確認をするために「建物取り壊し届」(認印が必要)の提出をお願いします。建物を取り壊した場合には、速やかに提出してください。

また、未登記家屋の所有権が変更された場合には「納税義務者変更届」を提出してください。(新旧の持ち主の認印が必要)

それぞれ様式は、税務課家屋係または市ホームページで入手できます。

■照会先 税務課家屋係(☎23-8783
 FAX21-2308)

広告

有料広告

広告

有料広告